

## ⅩⅢ【レスパイトについて教えてほしい】

### 1 レスパイトとは

レスパイトとは、「一時休止」、「休息」、「息抜き」という意味です。

在宅介護などで介護者が日々の介護に疲れを感じ、介護力の限界を超え、介護不能となることを予防する目的に、施設利用によるレスパイト（ショートステイ）や医療機関による入院（レスパイト入院）のサービスを受けることができます。近親者の冠婚葬祭、介護者の病気、出産、旅行など家族の事情で一時的に在宅介護が困難になった場合に利用されることがあります。

### 2 施設利用によるレスパイト（ショートステイ）

#### （1）介護保険サービスの利用によるレスパイト

介護保険による短期入所（ショートステイ）の利用により、一時的に介護者に休息していただくことができます。療養者の状態や医療ケアの内容によっては、ご利用が困難な施設もあります。

#### （2）障害者総合支援法による介護給付サービスの利用によるレスパイト

身体障害者手帳をお持ちの「40歳未満の方」と、「40歳～64歳で介護保険の第2号被保険者に該当しない方」については、障害者総合支援法による短期入所（ショートステイ）の利用により、一時的に介護者に休息していただくことができます。療養者の状態や医療ケアの内容によっては、ご利用が困難な施設もあります。

### 3 医療機関におけるレスパイト

#### （1）滋賀県難病医療連携協議会

難病医療コーディネーターが、入院治療が必要となった方や、相談を通じて入転院を希望される方に対して、入転院病院の紹介を行います。

#### （2）重症難病患者一時入院受入体制整備事業

在宅で療養しておられる、常時医療管理が必要な重症難病患者さんが、介助者の事情により在宅での介護を受けることが一時的に困難になった場合に滋賀県が委託している医療機関に短期間の入院ができる制度です。

詳細については、長浜保健所または滋賀県難病医療連携協議会にお問い合わせください。

（事業概要についてはP.96をご参照ください。）